

○主務大臣が指定する電子計算機

(平成一五・三・二四閣・財・文・厚・農・経・国・環告二)
(改正平成一六・三・二六閣・財・文・厚・農・経・国・環告二)

内閣総理大臣	名
財務大臣	名
文部科学大臣	名
厚生労働大臣	名
農林水産大臣	名
経済産業大臣	名
国土交通大臣	名
環境大臣	名

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び
管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成
十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働
省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環
境省令第一号）第十一条に規定する主務大臣が
指定する電子計算機は、独立行政法人製品評価
技術基盤機構に設置される主務大臣の使用に係
る電子計算機とする。